

平成18年 6 月 7 日（水曜日）

出席議員（17名）

議 長	堂 下 清 孝 君	9 番	八 田 外 茂 男 君
1 番	夷 藤 満 君	10 番	中 川 達 君
2 番	小 谷 一 也 君	11 番	南 守 雄 君
3 番	能 村 憲 治 君	12 番	中 村 哲 彦 君
4 番	北 川 進 君	13 番	黒 田 泰 三 君
5 番	清 水 文 雄 君	14 番	中 居 治 君
6 番	水 口 裕 子 君	16 番	米 田 満 君
7 番	渡 辺 旺 君	17 番	重 原 義 之 君
8 番	野 村 輝 久 君		

欠席議員（1名）

15 番	田 中 祥 次 君
------	-----------

説明のため出席した者

町 長	八十出 泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行政改革推進室長	山 田 吉 弘 君
助 役	浅 田 裕 君	まちづくり政策部 情報政策課長	谷 口 源 成 君
教 育 長	浜 田 寛 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口 克 則 君
総 務 部 長	奥 村 忠 男 君	町民福祉部 健康推進課長	夷 藤 涉 君
まちづくり 政策部長	西 尾 雄 次 君	町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	黒 田 邦 彦 君
町民福祉部長	夷 藤 芳 夫 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家 良 樹 君
都市整備部長	中 本 英 夫 君	都市整備部 都市建設課長	黒 田 孝 雄 君
教育委員会 教育次長	高 木 和 彦 君	会 計 課 長	長 丸 信 也 君
消 防 長	島 田 敏 郎 君	教 育 委 員 会 長	北 雅 夫 君
企 業 局 長	米 永 竹 男 君	学 校 教 育 課 長	出 川 常 俊 君
総 務 部 長	田 中 徹 君	教 育 委 員 会 長	八 田 精 三 君
総 務 課 長	向 貴 代 治 君	生 涯 学 習 課 長	中 西 昭 夫 君
総 務 部 長	橋 本 稔 君	企 業 局 水 道 電 気 課 長 兼 新 工 事 開 発 対 策 室 長	東 耕 三 君
税 務 課 長		企 業 局 下 水 道 課 長	
まちづくり政策部 企画財政課長		消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第1号）

平成18年6月7日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）〕

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）〕

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）〕

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）〕

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕

議案第59号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 内灘町税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第64号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第65号 訴訟の提起について

報告第1号 平成17年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 平成17年度内灘町土地開発公社の事業報告及び決算について

報告第5号 平成17年度財団法人内灘体育振興事業団の事業報告及び決算について

報告第6号 平成17年度財団法人内灘町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について
報告第7号 平成17年度社会福祉法人内灘町福祉会の事業報告及び決算について
報告第8号 平成17年度社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の事業報告及び決算について
報告第9号 平成17年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書について

提案理由の説明

日程第5

議案第48号 内灘町基本構想の策定についての議案撤回について

議長【堂下清孝君】 皆様、ご苦労さまでございます。

本日の会議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る4月28日、石川県町村議会議長会定期総会の席上において、永きにわたり地方自治の振興と発展等に貢献されたご功績により、渡辺旺議員、野村輝久議員が石川県町村議会議長会表彰を受けられました。

また、「うちなだ議会だより」が第20回町村議会広報全国コンクールにおいて奨励賞を受賞しております。

表彰の栄に浴された皆様のご功績と栄誉を顕彰するため、本議場におきまして表彰状をご披露いたし、満場一致、心からお祝いを申し上げます。

事務局長【生田康久君】

石川県町村議会議長会表彰、渡辺旺議員。

議長【堂下清孝君】

表彰状

内灘町議会 渡辺旺 殿

あなたは多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与されました功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰します。

平成18年4月28日

石川県町村議会議長会 会長 松田眞計
代読、おめでとうございます。（拍手）

事務局長【生田康久君】

野村輝久議員。

議長【堂下清孝君】

表彰状

内灘町議会 野村輝久 殿

あなたは多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰します。

平成18年4月28日

石川県町村議会議長会 会長 松田眞計
代読、おめでとうございます。（拍手）

事務局長【生田康久君】

内灘町議会だより平成17年度第20回町村議会広報全国コンクール奨励賞、内灘町議会広報対策特別委員会、北川進委員長。

なお、今回の受賞は、全国コンクールにおいて延べ12回の受賞となっております。

議長【堂下清孝君】

表彰状

奨励賞 石川県内灘町議会 殿

貴議会広報紙は、第20回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。よって、ここにこれを表彰します。

平成18年2月9日

全国町村議会議長会 会長 川股 博
代読、おめでとうございます。（拍手）

議長【堂下清孝君】 このたび受賞の栄に浴された議員各位には、多年にわたるご苦勞に対し、改めて敬意と感謝をあらわすものであります。

今後ともご自愛専一の上、自治振興、町の

発展のため、なお一層のご尽力をされんことをご期待をする次第であります。

まことにおめでとうございます。

開会・開議

午後 2 時 07 分開会

議長【堂下清孝君】 ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長【堂下清孝君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番夷藤満さん、2番小谷一也さんを指名いたします。

会期の決定

議長【堂下清孝君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの9日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告

議長【堂下清孝君】 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席している者の職、氏名は、別紙説明員一覧表とし

てお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、田中祥次議員より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成18年3月分、4月分の例月出納検査結果の報告及び随時監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成17年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について並びに平成17年度内灘町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての提出があり、報告第1号、報告第2号、報告第3号として、また地方自治法第243条の3第2項の規定により、内灘町土地開発公社、財団法人内灘体育振興事業団、財団法人内灘町公共施設等管理公社及び社会福祉法人内灘町福祉会並びに社会福祉法人内灘町社会福祉協議会に係る平成17年度事業報告及び決算についての提出があり、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号とし、また地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成17年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書についての提出があり、報告第9号として議案につづってありますので、ご了承願います。

議案一括上程

議長【堂下清孝君】 日程第4、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算(第10号)〕から議案第65号訴訟の提起についてまでの14議案を一括して議題といたします。

なお、本定例会に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承

承願います。

提案理由の説明

議長【堂下清孝君】 提出議案に対する、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 本日ここに、平成18年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会においてご審議をお願いいたします議案の概要についてご説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

提案理由の説明に先立ち、一言お祝いと所信の一端を申し上げます。

ただいま堂下議長からご披露と伝達がありましたとおり、野村輝久副議長と渡辺旺議員におかれましては、11年以上の在職議員といたしまして、石川県町村議会議長会会長より表彰をお受けになられましたことに、心からのお祝いとお喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

野村輝久副議長と渡辺旺議員におかれましては、長年にわたり内灘町議会議員として、また各常任委員会委員長などの要職を歴任され、町勢発展に多大なるご尽力を賜っているところでございます。ここに改めて心からの敬意と感謝を申し上げますとともに、健康に十分ご留意をいただき、今後ますますご活躍されんことをご期待申し上げます次第でございます。

さらには、「うちなだ議会だより」が、第20回町村議会広報全国コンクールにおいて奨励賞を受賞されましたことも、これまた今ほど堂下議長からご披露と伝達があったところでございます。

ご高承のとおり、議会だよりは町政と町民

をつなぐ重要な媒体であり、町議会の活動をより広く、より深く町民の皆様にご覧いただくためのものですが、今般、本町議会だよりが全国コンクールにおいて高い評価を得られましたことは、町民にとってもまことに喜ばしいことでございます。これもひとえに編集委員としてご活躍されている議員各位のご熱意とご努力のたまものであり、心からの敬意とお喜びを申し上げます。

また、過日行われた春の叙勲におきまして、前内灘町長岩本秀雄氏が旭日小綬章を受章いたしました。町議会議員、町議会副議長などを経て、平成元年から平成17年2月まで4期16年の永きにわたって内灘町長を務められ、その間の温泉掘削や内灘大橋の架橋、清湖小学校や役場庁舎の建設など、内灘町発展にご尽力された数多くのご功績が高く評価されたものであり、このたびの旭日小綬章の受章に対し、内灘町民を代表して心からの敬意とお祝いを申し上げます次第でございます。

岩本秀雄氏におかれましては、今後とも健康に十分ご留意をいただき、ますますご健勝でご活躍されんことを心からお祈りいたしますのでございます。

さて、三位一体の改革が始まって以降、混沌としていた国と地方の財政秩序も、平成18年度になってようやく新たな枠組みがほの見えてきたところでございます。

ところが、総務省では、来年の通常国会に地方交付税法の改正案を提出し、地方交付税を削減する方向で既に検討作業に入っておりますことはご承知のとおりでございます。

検討されている法案の具体的な内容につきましては、現行の地方交付税制度にかえて人口と面積を算定根拠とする極めて簡素化された新型交付税と呼ばれるものとのことであります。

この新たな交付税制度によりますと、人口、面積とも小規模な市町村の場合、交付税額が

大きく減少することが予想されることから、現在、総務省においてその配分方法の調整作業が進められていると伺っております。

とはいえ、地方交付税制度改革の行方は、本町のような小規模自治体にとってはなお予断を許さないものがあることから、今後とも、国に対して地元選出国議員を通じて、地方の小規模自治体も立ち行くような制度改革となるよう強く働きかけていきたいと考えております。

次に、現下の地方自治体にとって最大の懸案事項である行政改革についてでございます。

総務省が主導する集中改革プランにつきましては、本年3月末日をもって全国すべての自治体においてプランが策定され、ほぼ出そろった模様でございます。

本町の集中改革プランにつきましては、内灘町行政改革推進委員会における審議を経て、また議会の総務常任委員会や議会全員協議会におけるご説明などを経ながら、過日、一般公表に至ったものでございます。

議員各位も既にご承知のとおり、本町の集中改革プランの内容につきましては、総務省の策定指針に基づき、自主財源の確保、歳出の削減、事務事業・施設管理・組織の見直しなど、総数にして89項目にわたる改革内容を網羅して改革に取り組むこととしたものであります。

この集中改革プランを推進するに当たりましては、町民の幸せを第一に念じながら、広く町民各位との対話を重視した真摯な態度で取り組んでいきたいと存する次第でございますので、議員各位や町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

さて、今月1日に厚生労働省から発表された人口動態統計によりますと、平成17年の合計特殊出生率が1.25と過去最低を更新したことが明らかとなりました。これまで最低だった昨年と一昨年の1.29を0.04も下回る大きな下げ幅を記録し、人口維持に必要な出生率で

ある2.07を大幅に下回るといって極めて深刻な内容でございました。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、国、地方を挙げて少子化対策に緊急な取り組みをしている中で一向に下げどまらない出生率は、日本国の将来に暗い影を落としておりますことはご承知のとおりであります。

町では、昨年3月に内灘町次世代育成支援地域行動計画を策定し、この計画に基づきさまざまな少子化対策を積極的に講じているところでありますが、今後、ますますその施策の充実に努めていかなければならないと思うのであります。

昨年9月に子育て世代の大きな期待の中で開設した子育て支援センター、また、今春からすべての町立保育所と学童保育クラブで実施した土曜延長保育等、着々と子育て支援のための施策を講じているところでありますが、今後とも一層その努力に拍車をかけてまいり所存でございます。

また、今月2日、議員各位多数ご参列のもと、(仮称)白帆台保育園がめでたく起工式を挙げることができました。この保育園は、病後児保育や夜間保育、また保育相談事業など、石川県内でも類を見ないほど多彩な保育内容を誇る保育園を目指しているものであり、開園の暁には、本町全体の少子化対策に大きな弾みをつけてくれるものと熱い期待を抱いているものでございます。

今後、町として取り組むべき次世代育成支援施策は、子育て支援センターのハード、ソフト両面における一層の充実や学童保育クラブの充実などまだまだ数多くありますが、今後とも全力を挙げて子育てのしやすいまちづくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

それでは、ただいまから提出議案に対する

提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号から議案第58号までの7件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきました平成17年度補正予算及び条例の一部改正について、議会の承認を求めるところでございます。

議案第52号 平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）につきましては、年度末に確定しました歳入の変更並びに会計全般にわたる各種事務事業の確定等に伴い、不用額を減額いたしました。

地方債の補正につきましては、アスベスト対策として施工いたしました中央公民館改修工事に係る追加並びに湖西1・2号線道路改良事業など、各種事業の事業費確定等に伴う変更でございます。

そのほか、年度内の完了が困難となりました千鳥台38号線道路改良事業につきまして、繰越明許費の措置を講じたものでございます。

議案第53号 平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、管きょ築造工事等事業費の精算でございます。

議案第54号 平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、施設管理費に係る精算でございます。

議案第55号 平成17年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費に対する補助金等の減額でございます。

議案第56号 平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきましては、賦課徴収費などに係る事務費の減額でございます。

議案第57号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正により、個人町民税の均等割、所得割の非課税基準の改正並びに固定資産税の負担調整措置の改正等が主な内容でございます。

議案第58号 内灘町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例につきましては、同じく地方税法等の一部改正により、公的年金を受給している65歳以上の被保険者に対して国民健康保険税の負担増加を緩和するため、特別控除制度を創設する改正でございます。

議案第59号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,288万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億988万3,000円とするほか、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正の主な事業といたしましては、総務費関係では、地籍調査によって町有地として編入され、登記簿上内灘町名義となっている宮坂区所有の土地購入費用並びに国民保護法などに基づく内灘町国民保護計画策定費用等を計上いたしました。

民生費関係では、昨年9月の開設以来、多くの利用者が訪れ、現在狭隘となっている子育て支援センターにつきまして、施設の整備充実を図るため、向陽台地内の土地及び建物の取得費用並びに改修費用を計上いたしました。また、同じく狭隘となっております清湖学童保育クラブにつきましても、学校敷地内に移転新築するための建設費用を計上いたしました。

そのほか、児童手当につきましては、制度改正により支給対象年齢の引き上げ等の拡充に伴う所要額を計上いたしました。

商工費関係では、本町に企業を誘引するため、新たに企業立地推進庁内連絡会を設置し、有識者から専門的な指導助言を受けるための関係費用を計上いたしました。

土木費関係では、町道及び消雪井戸の改修費用のほか、準幹10号線道路改良事業に係る土地購入費用を計上いたしました。また、義務教育施設整備基金及び（仮称）高齢者いきいき健康センター整備基金につきましては、条例の規定に基づく積立金を計上いたしました。

そのほか、収入役制度の廃止並びに一般職員に係る人件費の補正措置を講じております。

地方債の補正につきましては、子育て支援センター整備事業などに係る追加並びに公園整備事業に係る変更をお願いするものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。補正額の財源としましては、国県支出金5,470万円余り、町債1億6,400万円などを充てることとしているほか、目的基金への振替措置も含め、財政調整基金6,530万円余りを取り崩すことといたしました。

議案第60号 平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第1号)及び議案第61号 平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第1号)の両会計につきましては、前年度給付費等の精算に伴う所要の補正であります。

続きまして、条例その他の議案につきましてご説明いたします。

議案第62号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所得税から住民税への税源移譲による個人町民税の税率構造の改正、所得税との人的控除の差に基づく負担増の調整措置の創設、町たばこ税の税率を改めるなどの改正であります。

議案第63号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、介護納付金の課税限度額の引き上げ及び保険税の算定について、平成18年度分に引き続き19年度分についても65歳以上の公的年金受給者の被保険者に対する特別控除制度を創設するなどの改正であります。

議案第64号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、白帆台第3公園を都市公園として追加するとともに、都市公園一覧表を整理するものであります。

議案第65号 訴訟の提起につきましては、西荒屋地内の土地所有権移転登記を受けるた

め、訴えを提起するものであります。

次に、報告に関するものでございます。

報告第1号から報告第3号までの3件につきましては、平成17年度の内灘町一般会計及び内灘町公共下水道事業特別会計並びに内灘町土地区画整理事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ繰越計算書を作成し、報告するものであります。

報告第4号 平成17年度内灘町土地開発公社の事業報告及び決算について、報告第5号

平成17年度財団法人内灘町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について、報告第6号 平成17年度財団法人内灘町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について、報告第7号 平成17年度社会福祉法人内灘町福祉会の事業報告及び決算について、報告第8号 平成17年度社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の事業報告及び決算について、以上5件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類として平成17年度におけるそれぞれの事業報告及び決算を報告するものであります。

報告第9号 平成17年度内灘町水道事業会計の予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を作成し、報告するものであります。

以上が今回提案いたしました議案及び報告につきましての提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わります。

なお、平成18年第1回内灘町議会定例会におきまして提出いたしました議案第48号 内灘町基本構想の策定につきましては、現在、付託された総務常任委員会におきまして継続審査となっておりますが、関係資料を整備するのになお時間を要するため、今回、本議案の撤回をお願いするものでございます。

以上でございます。どうもありがとうございます。
ありがとうございました。

議長【堂下清孝君】 提案理由の説明が終わりました。

議案撤回について

議長【堂下清孝君】 日程第5、議案第48号内灘町基本構想の策定についての議案撤回についてを議題といたします。

議案第48号内灘町基本構想の策定については、所管の総務常任委員会に付託され、継続審査となっておりますが、去る6月1日、町長より議案の撤回請求書が提出されています。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号内灘町基本構想の策定についての議案撤回については、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は撤回を許可することに決定をいたしました。

散 会

議長【堂下清孝君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明8日は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、明8日は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は9日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時35分散会